

総務文教常任委員会記録

令和3年11月29日

【開催日】 令和3年11月29日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時50分～午後3時40分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古 川 博 三	総務部長	川 地 諭
総務部次長兼人事課長	辻 村 征 宏	人事課主幹	光 井 誠 司
人事課給与係長	室 本 祐	大学推進室長	大 谷 剛 士
大学推進室主査	大 坪 政 通	大学推進室主任	立 野 健 一 郎
大学推進室主任主事	尼 崎 幸 太		

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	主査兼議事係長	中 村 潤 之 介
------	---------	---------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第93号 山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について (地域)
- 2 議案第94号 山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定について (社会教育)
- 3 議案第98号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標(第2期)を定めることについて (大学)
- 4 議案第100号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定

について

(人事)

- 5 議案第101号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市
病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(人事)

- 6 議案第102号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手
当支給条例の一部を改正する条例の制定について

(人事)

午後2時50分 開会

長谷川知司委員長 皆さんお疲れ様です。ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。本日の審査内容は1から6までですが、1の議案第93号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、2の議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定については、この度の議案第87号山陽小野田市地域交流センター条例の制定についてとの関連が深いため、本日の審査は先ほどの連合審査で止めておきます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、審査内容3、議案第98号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）を定めることについて、執行部から説明をお願いします。

大谷大学推進室長 議案第98号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）を定めることについて、御説明します。なお、参考資料としまして、本日、お手元に参考資料1から6をお配りしておりますので、順次、御説明させていただきます。この度の議案は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の第1期中期目標の期間が令和3年度をもって終了するため、第2期中期目標を定めようとするものであります。公立大学法人の中期目標を定めることにつきましては、地方独立行政法人法に規定されております。該当する条文を参考資料1の4ページにお示ししておりますので御覧ください。地方独立行政法人法第78条第1項の規定において読み替える同法第25条第1項の規定によ

り、設立団体の長は、6年間の期間において公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定めなければならないとされており、中期目標を定めようとするときは、同条第3項の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。この規定に基づき、山陽小野田市が設置する公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が令和4年度から令和9年度までの6年間の期間において達成すべき業務運営に関する目標を第2期中期目標として定めるため、議案として提出するものであります。なお、中期目標を定めるときは、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により評価委員会の意見を聴かなければならない、また、同法第78条第3項の規定により公立大学法人の意見を聴き、配慮しなければならないと定められておりますので、第2期中期目標案について、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学及び山陽小野田市公立大学法人評価委員会の意見を聴いておりますが、特に意見はありませんでした。第2期中期目標の策定方針としましては、参考資料1の1ページから3ページにお示ししております。策定方針は、山陽小野田市が定めております公立大学法人の定款、第二次山陽小野田市総合計画、大学の基本理念、教育方針等、及び国が目指す高等教育の姿を踏まえたものとしております。第2期中期目標期間における重点的な取組の方向性としては、質の高い教育研究活動を継続・発展させ、社会で活躍できる人材を育成するとともに、産学官及び地域社会等と連携し、地域社会の発展・活性化に貢献できる魅力ある大学づくりに取り組むものとしております。分野別の取組の方向性としては、地方独立行政法人法第25条第2項、第78条第2項に、中期目標に定めるべき具体的な項目が示されておりますので、これらの項目を六つの分野に分け、取組の方向性を定めております。地方独立行政法人法第25条第2項と第78条第2項に定められております事項として、資料5ページ、左側の表の(1)から(6)において示しております。また、第二次山陽小野田市総合計画における山口東京理科大学関係の計画につきましては参考資料2に、国が目指す高等教育の姿につきましては参考資料3に、その概要をお示ししております。まず、参考資料2を御覧ください。第二次

山陽小野田市総合計画では、若者の定住促進や産学官連携による新産業の促進や企業誘致等の促進、地域経済の活性化、初等教育から高等教育の連携による教育環境の充実、大学の知的・人的財産等の教育資源を活用したまちづくりの推進等、「知（地）の拠点」として地域への貢献が期待されています。資料6ページ以降には、山口東京理科大学の地域連携・地域貢献の主な取組の事例を掲載しております。次に、参考資料3を御覧ください。国が目指す高等教育の姿として、①2040年に向けた高等教育のグランドデザイン、②教学マネジメント指針、③デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン、④数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進の概要をお示ししております。これからの高等教育の姿としましては、学修者本位の教育へ転換し、SDGsへの取組やSociety 5.0の進展、新型コロナウイルス感染症等による環境変化、急速に進むデジタル化への対応等、社会が大きく変化する予測不可能な時代、そして、多様性が求められる時代において必要とされ、活躍できる人材を育成し、そのための教育環境の整備・充実に取り組むとともに、産業界や地域社会と連携し、地域の活性化に貢献することとされています。このほか、第1期中期目標との対照表を参考資料4に、国や市の方針や計画等との関連を参考資料5にお示しをしておりますので、御参考にしていただければと存じます。策定に係るこれまでの手順につきましては、ただいま御説明しました策定方針に基づき、まず、市が第2期中期目標の素案を作成し、その素案を大学に確認していただき、大学から御意見を頂きました。そして、大学から頂いた意見を反映した第2期中期目標案を作成し、その案について大学と評価委員会の御意見をお聞きし、両者から特に意見はないとの回答を得ましたので、当該案を議会に提出させていただきました。それでは、第2期中期目標の概要につきまして御説明させていただきますので、議案を御覧ください。まず、基本的な目標につきましては、第1期中期目標の内容を基本とし、今後の社会情勢とこれからの時代に必要とされる人材像とその育成、「知（地）の拠点」として公立薬工系大学の特徴を活かし、産業界や地域社会との連携に積極的に取り組み、地域に貢献できる魅力ある大学を目指

すことを掲げています。次に、第1に中期目標の期間及び教育研究上の基本組織を掲げております。中期目標の期間は、令和4年度から令和9年度までの6年間で、教育研究組織は、工学部と薬学部の2学部、そして大学院に工学研究科を置くこととしています。続いて、第2に教育研究等の質の向上に関する目標としまして、「教育に関する目標」、「学生への支援に関する目標」、「研究に関する目標」の三つを掲げています。「教育に関する目標」としましては、「入学者受入れの方針」、「教育課程の編成及び実施の方針」、「卒業認定及び学位授与の方針」の三つの方針に基づいた教育を展開し、学修者本位の教育システムの構築を目指し、教育環境の整備・改善を行う中で、これからの時代に必要とされる人材の育成を目指すこととしています。「学生への支援に関する目標」としましては、安心して学べる環境を整備し、多様性の時代に対応できる学習支援体制の構築を目指すこととしています。「研究に関する目標」としましては、研究倫理の徹底を図りながら、研究環境を整備・充実し、産学官・地域社会等との連携を推進し、社会に貢献できる教育研究活動を行うこととしています。続いて、第3に地域社会との連携、地域貢献に関する目標としまして、「地域社会との連携に関する目標」、「企業・医療機関・他の高等教育機関等との連携に関する目標」、「教育機関との連携に関する目標」、「学生の活動の場の創出に関する目標」の四つを掲げております。「地域社会との連携に関する目標」としましては、「知（地）の拠点」として地域貢献活動を積極的に推進することとし、そのための体制を構築することとしています。「企業・医療機関・他の高等教育機関等との連携に関する目標」としましては、産業界や医療機関、地域社会等との連携を積極的に推進し、イノベーションの創出や地域経済の発展に寄与することとしています。「教育機関との連携に関する目標」としましては、初等教育から高等教育との連携を推進し、地域教育の活性化に貢献することとしています。「学生の活動の場の創出に関する目標」としましては、学内外における学生の活動の機会の創出に取り組むとともに、学生生活充実のための支援に努めることとしています。続いて、第4に業務運営の改善及び効率化に関する目標としま

して、「組織運営の改善に関する目標」、「教育研究組織の見直しに関する目標」、「人事制度と人材育成に関する目標」、「事務等の効率化・合理化に関する目標」の四つを掲げています。「組織運営の改善に関する目標」としましては、理事長及び学長のリーダーシップの下、学外の有識者等の意見を積極的に取り入れ、効率的及び合理的な業務運営体制の構築に努めることとしています。「教育研究組織の見直しに関する目標」としましては、時代のニーズに対応できる教育研究組織の構築と、令和6年4月に薬学部への大学院設置に取り組むこととしています。「人事制度と人材育成に関する目標」としましては、法人運営及び大学運営が効果的・効率的に行えるよう、公正・公平な人事制度の構築と教職員研修の充実に取り組むこととしています。「事務等の効率化・合理化に関する目標」としましては、既存業務や役割分担の見直し、中長期視点に立った人員計画による業務運営体制の構築を図ることとしています。

続いて、第5に財務内容の改善に関する目標としまして、「資金の安定確保に関する目標」、「資金の効果的使用及び透明性の確保に関する目標」、「資産の管理及び運用に関する目標」の三つを掲げております。

「資金の安定確保に関する目標」としましては、効率的な予算執行と外部研究資金の積極的な獲得に取り組み、また、入学及び収容定員を確保し、安定的な自主財源を確保することとしています。「資金の効果的使用及び透明性の確保に関する目標」としましては、経費節減への取組と積極的な情報公開による透明性を確保することとしています。「資産の管理及び運用に関する目標」としましては、大学施設の適正な維持管理と地域貢献活動の一環として地域への開放に取り組むこととしています。続いて、第6に自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標としまして、「評価の充実に関する目標」、「情報公開や情報発信等の推進に関する目標」の二つを掲げております。「評価の充実に関する目標」としましては、内部監査や外部評価を検証・反映し、法人運営及び大学運営の改善に努めることとしています。「情報公開や情報発信等の推進に関する目標」としましては、大学の教育研究活動等について、積極的に情報公開、情報発信をし、大学の魅力の効果的な発信に取り組

むこととしています。最後に、第7に「その他業務運営に関する重要目標」としまして、「施設設備の整備・活用等に関する目標」、「安全衛生管理に関する目標」、「情報セキュリティに関する目標」、「法令遵守等に関する目標」の四つを掲げております。「施設設備の整備・活用等に関する目標」としましては、質の高い教育研究活動及び地域貢献活動が行えるよう、施設設備の適正な維持管理と整備・充実に努めることとしています。「安全衛生管理に関する目標」としましては、学生及び教職員等が安心・安全に教育研究活動等を行えるよう安全衛生体制の構築に取り組むこととしています。「情報セキュリティに関する目標」としましては、大学が保有する情報資産の情報セキュリティ体制の整備・強化を図ることとしています。「法令遵守等に関する目標」としましては、学生及び教職員等の法令遵守と意識啓発に取り組むこととしています。なお、公立化以降の入学者や在学者、就職の状況等、大学の近況につきまして、参考資料6にまとめておりますので、御参考にしていただければと存じます。また、今後の流れにつきましては、第2期中期目標を定めることにつきまして、議会の議決を得ることができたら、公立大学法人に当該中期目標を指示し、指示を受けた公立大学法人は、この中期目標を達成するための6年間の計画、第2期中期計画を作成し、設立団体の長である市長の認可を受けることとなります。なお、市長は認可しようとするときは、評価委員会の意見を聴かなければならないと定められております。さらに、中期計画が認可された後、大学は毎事業年度開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画、年度計画を作成し、市長に届け出ることとなります。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部からの説明が終わりました。皆様方からの意見を受け付けます。ちょっと幅広くて資料を読むだけでも大変だと思います。

岡山明委員 中期目標ということで評価委員会の意見を聴くという項目があるんですが、評価委員はどのようなメンバーになっていますか。

大谷大学推進室長 現在の委員は3名いらっしゃいます。今、委員長をさせていただいている山口大学工学部長様、そして、病院薬剤師会の役員をしておられます小野田赤十字病院薬剤課長様、もう1人は山口銀行小野田支店長様になります。

長谷川知司委員長 今回の件は、評価結果の報告についてというところ、資料の17ページに入っております。今の学生数は工学部、薬学部、それから大学院修士博士課程があるんですが、定員はどのようになっていますか。定員数は満たしていますか。

大谷大学推進室長 一応入学定員、収容定員ともに満たしております。ちょっと学年だけを見られると、留年とか退学者とか、いろいろいらっしゃいますんで、定員が欠けておるところがあるかもしれませんが、全体的に見て入学定員と収容定員については、定員は満たしております。

長谷川知司委員長 博士課程が3人とあるんですけど、これはちょっと人数が少ないかなと思います。いかがですか。

大谷大学推進室長 学部は定員を満たしておる状況です。あと大学院の定員は全部で39名です。修士課程と博士後期課程を合わせて39人になりますが、最近、多分40人近くはいらっしゃいます。ただ、それも、大学院についてもちょっと学年によっていらっしゃらない場合がありますけども、大学につきましても、大学院というのは教育研究の主となるところでもありますので、大学院生の獲得については、一生懸命取り組んでおられます。

長谷川知司委員長 そうした中で、この度薬学部の大学院を設置すると書いてありました。これは何人ぐらいの定員で考えていらっしゃるんですか。

大谷大学推進室長 具体的にまだ大学からお聞きしていないんですが、今大学で検討されており、令和4年3月ぐらいには申請をされると思いますので、それまでに大学でまた検討されると思います。

古川副市長 薬学研究科は修士ではありません。薬学部が6年制で、大学院は博士課程になりますので、そんなに多い人数ではないとは聞いております。また薬学部の学生が2年後にちょうど6年生となりますので、それに向けて定員も精査されるだろうと考えております。

長谷川知司委員長 分かりました。

岡山明委員 今回は令和4年から令和9年までの6年間で、薬学部の体制が皆整うんですか。言われたように修士、博士課程、この6年で定員は整いますか。その体制がどうなるか確認したいんです。

古川副市長 薬学部の定員は120名で、今4年生まで満たしておりますが、再来年で1年生から6年生まで全ての学年が完了します。基本的には入学時は当然定員を満たしておりますが、学年によって留年とか、大学1年、2年のときに他の大学に転学とかというのもあります。基本的には120名定員でそれをずっと6年間、維持していくと考えております。

岡山明委員 それで、今回中期目標の中で、今言われたように、博士課程まで体制としては大体整うという状況で中期目標を立てられたというか、それが整ったという状況の中期目標か確認したいんですけど。

古川副市長 入試倍率も七、八倍ということで、それなりの受験生も来ております。今後、この6年間も定員といいますか定数を割るというようなことはないような計画を大学は考えております。

宮本政志副委員長 参考資料6の3ページにある外国人留学生の人数は大体横

ばいですが、定員数の中には含まれるんですか、それとも留学生人数は別に用意されているんですか。

大谷大学推進室長 全部含んだ数になります。

宮本政志副委員長 この留学生が定員の中でどんどん増えていくと、実際、国内の入学生が減っていくんですけど、その辺りは、外国人留学生は今後も計画では増やしていこう、あるいはもう現状維持と考えているのか。グローバル化で、結構ほかの大学は留学生をどんどん増やしている傾向もあるんで、どういう計画なのか。ちょっと資料に入ってないんで、お聞かせください。

大谷大学推進室長 すみません、入っていると御回答しましたが、まだ確認はしていません。入試の状況と見てみますと、定員120人で一般入試と推薦入試をされていまして、外国人留学生とか社会人の方とかは、若干名という形で入試をされておりますので、120人は通常の試験ということになるかと思えます。すみません。

宮本政志副委員長 そうすると今後の計画としては若干名を現状維持でいこうとしているのか、やっぱり増やしていこうという計画は、ちょっとほかの資料にもなかったんで、どうでしょうか。

大谷大学推進室長 今後は国際化も進んでまいりますので、大学としましては外国人留学生で優秀な方を確保したいということで、入試の方法とかいうことの見直し等、計画をされております。今後も外国人留学生の確保については、前向きに取り組んでいかれるとお聞きしております。

宮本政志副委員長 参考資料3は国が目指す高等教育の姿について、あくまで国なんですけど、1枚目をめくっていただいた一番右上に平成30年の中教審が出ていますよね。でも、もう3年たっています。おまけに今コ

ロナ後の社会ということも見据えた上で、中教審自体がまだ最近は打ち出していないかもしれませんが、ただそういったコロナ後とか、あるいはこの3年間踏まえた上で、市としては国が目指す高等教育の姿を何か付け加えて理科大のほうにという考えはありますか。

大谷大学推進室長 資料の1ページの中教審の答申につきましては平成30年なんですけど、目指すべき方向としては2040年に向けたということと、ただこのときにはコロナの状況はないということですが、コロナの状況としましては、資料にあるデジタルを活用した大学高専教育高度化プランに、新型コロナウイルス感染症等に対する環境に変化ということがありますので、これらと合わせる中で、中教審の答申又はデジタルということで踏まえて、市としましてはそれを踏まえた上での中期目標ということになるかと思います。

長谷川知司委員長 現在は対面教育ですか。

大谷大学推進室長 確認したところ、対面授業が主になっておるとのことです。

伊場勇委員 第1期の中期目標についての評価というか、そういうのは年度ごとにやった評価を基にこの第2期の中期計画が出ているという認識なんでしょうか。その辺を確認させてください。

大谷大学推進室長 第1期の総括的なものとしましては、まだ令和3年度までが第1期の計画の期間中になりますので、総括的にはまた来年度になるかと思いますが。ただ、第2期中期目標を作成するに当たっては、第1期の中期目標の進捗状況を勘案した上で、評価委員会の意見等も付記する中で、それも踏まえて反省点等があれば、第2期の中期目標に反映させていくということとしております。第1期中期目標期間中ですが、一応その結果等、状況を踏まえた中での第2期中期目標の作成ということになります。

伊場勇委員 第1期中期目標より肉づけをされて、明確な具体的なところを少し盛り込まれているような印象を受けるんですけども、それは目標を設定する体制が少し充実したからなのか、より具体的な議論ができたから今こういう計画が上がっているのかというのは、どうなんですか。

大谷大学推進室長 基本的な第2期中期目標の考え方としましては、まず第1期中期目標を継承していくということと、第1期中期目標も、その6年間で全てが達成するというものばかりではありませんので、継続して第2期も取り組んでいくということと、この度資料として添付しております国の目指す高等教育の姿、コロナとかも入っていますしデジタル化ということもありますので、その辺の反映させたもの、それと、この度ちょうどタイミング的にあったのが、山陽小野田市第二次総合計画の改訂案等もありましたので、その辺も踏まえた形の中で、多少肉づけはされております。とはいえ、一番大きなものとしてしましては、やはり薬学部の大学院設置になろうかと考えております。

長谷川知司委員長 ほかにはありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで質疑を終結します。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、議案第98号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）を定めることについて、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成で可決です。どうも御苦勞様でした。では、ここで職員入替えのため10分ほど休憩します。

午後3時22分 休憩

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。審査内容 4 番、議案第 1 0 0 号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明をお願いします。

辻村総務部次長兼人事課長 議案第 1 0 0 号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。通常、職員の給与は、国の給与改正後に、国に準じて条例改正を行っておりますが、今年は、国会の日程などから、国は 1 2 月に実施するための法改正が間に合わないため、来年 6 月の期末手当で調整することを予定していますが、山口県をはじめ県内の多くの市が条例改正を実施予定であることを踏まえ、本市においても人事院勧告に基づく条例改正を実施するものです。参考資料を御覧ください。今回の改正は、人事院勧告に準じて、職員の期末手当の支給月数を 0. 1 5 月引き下げ、期末手当・勤勉手当の年間支給月数を 4. 3 0 月とするもので、令和 4 年度以降は 6 月と 1 2 月の支給月数を同じ 2. 1 5 月とするものです。今回の改正は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行します。改正に伴う影響額は、約 3, 6 0 0 万円と想定しています。

長谷川知司委員長 執行部から説明が終わりました。委員から質疑を受け付けます。質疑はありますか。

笹木慶之委員 何か今日の本会議の中で、宇部市が来年度からというようなことを言われましたよね。参考に聞くんですが、一部事務組合があるじゃないですか。ここはどういうふうな形になるんですか。そうか、あれは向こうの条例があるからか。

川地総務部長 宇部・山陽小野田消防組合につきましては、関連する条例について、今回は提出されておられません。恐らく、宇部市に準じるような形

になりますので、来年度にやられるだろうとは考えております。これに関しては、通常経費ということで普通交付税の算定率に基づいて両市が負担してまいりますので、その辺につきましては粛々と負担していくという形になろうかと考えております。

笹木慶之委員 これは別の決定機関を持っていますからね。あとは、こちらは負担だけの問題ですね。

伊場勇委員 この人勤関係は、よく民間との比較と言われるんですけど、そういった面で4.300月というのは、民間との差は同じぐらいなんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 人事院勧告は毎年、国が全国的に調べる中で、民間の平均は4.32月と出ております。0.05月単位でうちは調整しますので、今回は4.30月ということになっております。

宮本政志副委員長 ちょっと今の質疑に関係します。民間の定義は何ですか。

辻村総務部次長兼人事課長 従業員が50人以上の企業となっております。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を終結します。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、議案第100号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成です。では、続きまして、議案第101号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

辻村総務部次長兼人事課長　引き続きまして、議案第101号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。参考資料を御覧ください。市長等の期末手当につきましては、人事院勧告に準じて改正する職員の期末手当・勤勉手当と同様の措置を行うもので、職員と同様0.15月引き下げるものとし、令和4年度以降は、6月と12月の支給月数を同じ2.15月とするものです。今回の改正は、令和3年12月1日から施行します。改正に伴う影響額は、約60万円を想定しています。

長谷川知司委員長　執行部の説明が終わりました。委員からの質疑をお受けします。（「なし」と呼ぶ者あり）。これで質疑を終了します。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、議案第101号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長　全員賛成と認めます。では、議案第102号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

辻村総務部次長兼人事課長　議案第102号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について説明します。市議会議員の期末手当につきましては、通常、国会議員に準じて職員の条例改正に合わせたタイミング改正していますが、今年は国家公務員と同様に法改正が間に合わないことから、来年6月の期末手当で調整することが予想されます。市職員については、今回改正すること

としていることから、市議会議員についても同様に改正するものです。参考資料を御覧ください。今回の改正は、支給月数を0.10月引き下げ、年間の支給月数を3.25月とするもので、令和4年度以降は、6月と12月の支給月数を同じ1.625月とするものです。今回の改正は、令和3年12月1日から施行します。改正に伴う影響額は、約90万円を想定しています。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。質疑はありませんか。

宮本政志副委員長 市議会議員は0.1月の引き下げですよね。先ほどは0.15月で、なぜ議員だけ0.1月なんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 これは期末手当の総支給月数にも影響すると思うんですけども、国の特別職の職員に準じるということで、国の特別職と同じ月数から想定される減額からすれば0.1月となっており、国会議員も0.1月引き下げるものということで、これに合わせております。

長谷川知司委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を終了します。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、採決します。議案第102号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成と認めます。可決です。以上をもちまして、総務文教常任委員会を終了します。

午後 3 時 4 0 分 散会

令和 3 年（2021 年） 1 1 月 2 9 日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司